

## 大井町議会手話通訳実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、聴覚、音声又は言語機能に障がいのある者（以下「聴覚障がい者等」という。）に対して手話通訳を行うことにより、聴覚障がい者等に開かれた議会を実現することを目的とする。

### (手話通訳の実施)

第2条 手話通訳は、次に掲げる場合に実施するものとする。

- (1) 公開されている会議（本会議及び委員会）において、聴覚障がい者等から傍聴の希望があったとき。
- (2) 議会活動において、手話通訳の実施を議長が必要と認めたとき。

### (手話通訳の申込)

第3条 前条第1号の規定により傍聴を希望する者（以下「傍聴希望者」という。）は、原則として傍聴しようとする会議が開かれる日（以下「傍聴予定日」という。）の7日前（その日が閉庁日に当たるときは、その前日）までに、手話通訳申請書・取消届出書（別記様式）を議長に提出しなければならない。

### (手話通訳の取消し)

第4条 傍聴希望者は、申込みを取り消す場合は、原則として、傍聴予定日の前日（その日が閉庁日に当たるときは、その前日）までに、手話通訳申込書・取消届出書に必要事項を記入し、議長に提出しなければならない。

### (手話通訳者の手配)

- 第5条 議長は、第3条の規定による申込みを受理した場合は、手話通訳者を手配するものとする。
- 2 議長は、やむを得ない理由により手話通訳者を手配できないときは、速やかにその旨を傍聴希望者に通知するものとする。
  - 3 手話通訳者は、議長が指定する場所において、手話通訳を行うものとする。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、公表の日から施行し、この要綱の施行の日以後初めて招集される町議会定例会から適用する。
- 2 当分の間、第2条第1号に掲げる場合に実施する手話通訳の時間は、1日当たり3時間を上限とする。